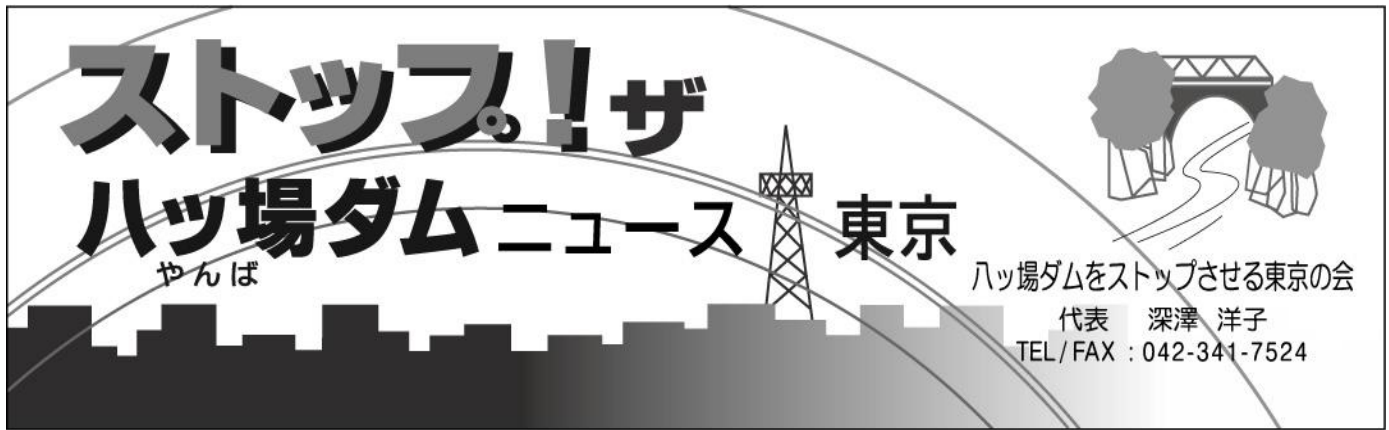




ハッ場ダム本体着工に抗議する

2015年1月22日、ダム堤の建設現場で最初の発破が行われ、2月7日、群馬県の切望していた起工式が開催された。実際は、発破の実験のようなものに過ぎず、起工式もなぜか現場ではなく、体育館でお歴々が並んで鍬を振り上げる、という珍妙なものとなった。本格的な本体着工には、地盤や用地取得などの問題が立ちはだかっているのではないかと。ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会とハッ場あしたの会は現地で抗議行動を展開し、「コンコルドの誤謬をおかしてはならない」とする抗議文を国交相等に2度にわたって提出した。

1月21日・本体着工抗議行動と2月7日・起工式反対行動に参加して

遠藤保男

共に寒い中での行動でしたが、参加された皆様、お疲れ様でした。

着工抗議・起工式反対行動に参加したのは、「必要性がない、自然を破壊する、地盤的にきわめて危険なハッ場ダムの着工なんて許してはならない」という思いからでした。

1月21日は発破初がけ＝本体着工、ということでその抗議と共に中止を求める行動でした。

この日の発破作業は「準備の関係で翌日に延長」と前日に発表がありましたが、私たちは予定通りに、J

R川原湯温泉駅に午前10時半集合・出発。まずは左岸・川原畑代替地近くの発破作業現場入り口で「ハッ場ダムは要らないぞ！必要のないダムの着工をやめろ！ハッ場ダム事業中止せよ！本体着工止めろ！」と意思表示しました。

12時前に、抗議文を提出しに国交省ハッ場ダム工事事務所へ行きましたが、抗議文を受け取るための部屋を用意するか否かでひとめ。結果的には一部屋が用意され、そこで抗議文を手渡すことができました。こんなことでひとめとは実に情けない話です。

「おもてなし」って



大切なんだけどナ！ 何で住民対応がこんなにも悪いのだろう？まるで敵視しているようだヨ。

一連の抗議行動を終了して、私は新しい王湯会館に寄ってみました。冷えた体を温めたいのと、「旧王湯の源泉と比べると温泉の香りが薄く



て魅力がない」と耳にしていたのでその確認が目的でした。



まず気が付いたことは、王湯会館の広場に 10 人近くの皆さんが集まって、楽しそうに声を掛け合いながら作業をしている和やかな様子です。代替地に移って初めての湯かけ祭りが前日 1 月 20 日から 21 日の早朝に行われ、その後片付け作業でした。王湯会館の館内に入ると受付等の館内業務を担当されている女性が二人、笑顔で客に対応していました。こんな光景はこれまでに見たことがないな、と思いました。

一番驚いたのは、お風呂場への戸を開けたときです。香ばしい何とも言えない良い香りが満ちていたのです。内湯の先に露天風呂がありました。そこからの眺めはこれも意外でし

た。林の木立の向こうに対岸が透けて見え、さらに左手は遠くまで吾妻川の溪谷による空間が広がっていました。温泉の香りと露天風呂からの景色は「売り物になるな」と安心感を覚えました。

身支度を終えて、新王湯の館内業務をされている方に「温泉、香りが全くしない、と聞いていたんですが、良い香りがするではないですか。良かったですね。いつからですか？」と聞いたところ、「4、5 日前から突然なんですよ。何もしていないんですけどね。ホントに良かったです」という返事でした。

一安心して新王湯の館外に出たときも玄関前の広場での「湯かけ祭り後片付け」作業は楽しそうに続いていました。

2 月 7 日は起工式でした。起工式会場は「長野原町若人の館」、10 時半開場、11 時開始、主催は国交省関東地方整備局でした。

私たちはみんなでバスをチャーターして高崎から乗込み、10 時半に起工式会場に着きました。私たちがバスから降りるや、国交省の職員たちが玄関前広場と道路の境にピケを張り私たちが構内に入るのを妨害しました。彼らは自分たちの行為がどのような意味を持っていると考えているのでしょうか？

私たちは横断幕を前に掲げ、それぞれ思い思いに用意したステッカーや幟を持って、「ハッ場ダム着工を



中止してください」「ハッ場ダムは不要です」「水をためたら両岸が崩壊を来します。ハッ場ダムは水をためることができません。」等々、寒風の下、起工式が終了して参加者が去るまで 1 時間半にわたって抗議行動を続けました。

起工式会場から出てきた人の中に、川原湯温泉で旅館を営んでいた方々の姿もありました。「今更反対したって遅いんだよ」という声もありました。

彼らにとって、今日は心の一区切りになったのでしょうか。それとともっとくに整理がついていたのでしょうか？きっと彼らは、ダムが治水上も利水上も必要がないことを分かっているのだと思います。それでもダム縛りの生活が 63 年間も続けば、そんな生活から何が何でも解放されたいという思いが日増しに強



▲熱水変質を受けた地層から浸みだした酸性水により赤茶けた道路面との接触部

くなるであろうことは何となく分かる気がします。

反対行動終了後に八ッ場あしたの会の渡辺洋子さんから、八ッ場ダム代替地が抱える地質問題の現地を案内していただきました。熱水変質を受けた酸性箇所はとりわけ危険です。



▲道路が波を打っているのですが、分かりますか？

水をためることで、これらの地盤に想定を超える大規模な斜面滑落が起きる可能性は否定できないでしょう。この滑落を人為的な水位操作でコントロールできるとし失敗したのがバイオントダムの大惨事です。

八ッ場ダム計画が出されたのが 1952 年、それから 63 年の年月が流れています。ダム縛りの生活を強いられ続けて来た住民の皆さんに、代替地崩落の心配を与えることは許されません。代替地に移られて新しい生活を始められた皆さんをこれ以上苦しめることは絶対に許してはなりません。それは八ッ場ダムができたとしても水をためさせないことです。水をためるとどのような事態が予想されるのか、可能な限り科学的に明

アンカーボルト止め周辺のコンクリートが既に赤茶色になっていることから、アンカーボルトがその役を果たしうる期間はそう長くはないでしょう。道路面と斜面の境目のコンクリートは既に赤茶けています。

斜面に降った雨が酸性の熱変性土壤に浸透して鉄分などが溶け出したものと思われます。道路の表面も波打っていました。その下はどうなっているのでしょうか。土壌基盤に酸性水がしみこんで鉄分などが溶け出して地盤不等沈下を引き起こしているようです。怖いことです。八ッ場ダム水没線周辺の地盤は熱変質層や応桑層という問題地盤に囲まれています。八ッ場ダムができたとして、

らかにする必要があります。その結果として「八ッ場ダムに水をためても問題なし」が明らかになるまでは、八ッ場ダムに水をためることは許してはならないと私は考えます。

水をためなくても、橋からの眺めは相当な観光資源になるでしょう。何よりも、吾妻溪谷のこの風情を残すことができるのです。たくさんの遺跡群も残ります。立派な観光資源ではないですか。

これからは、「八ッ場ダム水没予定地か

ら移り住んだ代替地住民に、これ以上の苦痛を与えてはいけない！」を私の八ッ場ダム反対運動に関わる新たな視点に据えたいと思います。「必要性がなく、危険性だけを抱え、地域社会を破壊する八ッ場ダム即時中止」、そして「これ以上、八ッ場ダム水没予定地に住んでいた人たちに苦痛を与えてはいけない」が私の八ッ場ダムへの関わりになります。



原判決への追撃

—最高裁へ「補充書その5」と「その6」を提出—

弁護士 高橋 利明

八ツ場訴訟の東京事件の弁護団は、この2月3日付けで、「補充書その5」と「補充書その6」を、最高裁第一小法廷へ提出しました。

これまでの「補充書その1からその4」までについては、「東京ニュース39号」で、ご報告してきたとおりです。この度の2通の補充書の要旨は、「裁判所は、法に基づいて裁判をしていない」（その5）、「同種事件と判断できる都市計画法の先例とは全く異なる異例の判断」などとするものです。

1 八ツ場ダムの治水上の不要性に関する争点は、「著しい利益の存否」である

八ツ場訴訟の治水関係の原告側の主張の基本は、「東京都は八ツ場ダムによって、洪水時などでも、河川法63条1項が定める著しい利益を受けることはないから、国土交通大臣の納付通知に従った支出は違法である」とするものです。ところが、原判決は、八ツ場ダムの治水上の効果の有無などにはまともには答えず、利根川の基本高水の策定についての行政手続の履践のみを認定して、「納付通知には重大かつ明白な違法ないし瑕疵は認められない」として原告・住民側の請求を棄却したのでした。そして、原判決は、どうして「重大かつ明白な違法ないし瑕疵」という判断基準を用いたのかについては、一言も説明をしないものでした。これらの点については、皆さんも、よくご承知いただいていると思います。

2 原判決は、「無法の裁判である」

この度の「補充書その5」では、原判決がどうしてこのような対応をしたのかについて分析を行い、その不当性を主張したのでした。原判決が何も説明をしない事柄についての分析と批判ですから、その出生の秘密の闇を暴くには当方側の推論が入ります。次のように主張を展開しました。

戦後まもなくして、行政訴訟の分野では、「国の行政処分に誤りはないはずだから、これを争うには、処分等に『重大かつ明白な瑕疵』がなければ、国民は争えない」という考え方が一時はやり出しました。田中二郎教授の学説で、「行政行為は、その成立に明白且つ重大な瑕疵があり、絶対に無効と認められる場合の外は、一般に拘束力を有し、相手方はもちろん、行政庁も、これを有効なものとして尊重しなければならない。」（法律学全集「行政法総論275頁」。というものです。戦前の国家観を色濃く残した学説です。

この考え方は、戦後の法体系からは説明のできるものではなく、その後の多くの学説から批判を浴び、今日では全く相手にされない状況にあります。「行政行為」というだけで適法性の推定を受けたり、強い拘束力を持つという考え方は通用しなくなっています。

行政行為や行政訴訟について、こうした戦後の経過や学説の推移を明らかにしたのは、「行政争訟と行政法学」（弘文堂）の著作者である宮崎良夫教授です。弁護団は宮崎教授からも教示を受けて「補充書その5」を作成しました。「その5」の末尾は、「行政争訟関係の法規を探してもどこにも見当たらない規範で裁判を行うことが許されるはずはない。これは無法の裁判である。原判決が破棄されるべきは論をまたない。」と結びました。

3 原判決は同種先例を無視、地方公共団体の独立性をないがしろに

「補充書その6」は、主張のテーマは「その5」と同じように、「大臣の納付通知には重大かつ明白な違法ないし瑕疵はない」とした原判決の判断への批判であり、これについての違法性と憲法違反の主張です。具体的な題材は都市計画法の受益者負担金についてです。旧都市計画法にも現都市計画法にも、河川法の規定と同じように、公共施設の建設等によって「著しく利益を受ける場合」には、受益者は負担金を負担しなければならないとする規定があり、戦前から、この受益の有無や程度を争って行政訴訟が起きていました。そうした裁判では、判例は、当該の事案において、原告が「著しく利益を受けたか否か」を判

断して、結論が示されているものばかりです。「その6」の冒頭の展開は、「河川法63条の規定する受益者負担制度は、各種公共事業に共通する普遍的なものであり、すでに100年近い歴史を有している」と書き出し、都市計画法での先例・判例においては、『『受益者負担金一旦賦課された以上、その名宛人は最早その当否を争うことはできない』、などという暴論を容認した公的な判断は一つもない。』と主張を展開。そして、結びでは、事実上、無効の場合以外には、「地方公共団体側には国の納付通知の適法性を争う権能はなく、従って当該通知に服従する以外の選択肢はないと判断したことは、地方自治制度の根幹をなす法理、すなわち国に対する当該地方公共団体の独立性と、財務会計行為担当機関に対する当該団体の内部的統制権の保障を共にないがしろにするものである。」と主張しました。

大川隆司弁護士の担当で力作です。ぜひお目通しください。

ハッ場ダム 『水を溜めたら危ない？』 伊藤谷生先生が講演

＜東京の会総会・記念集会＞で

2月21日、構造地質学が専門の伊藤谷生千葉大学名誉教授が、「ハッ場ダム：湛水後の安全性は長期的に保証されているのか」と題して、ダム本体が完成して水を溜めた場合の危険性について講演された。

伊藤教授はハッ場ダムの湖岸一帯の斜面は著しい「変質帯」で、崩壊、地すべりの地形が多くみられることを論証、堆積した岩類が水に濡れたり乾いたりを繰り返すことで形態を変化させ土砂化する現象があり、これを実験するシーンも映像で見せて説明した。

会場の参加者から、イタリアのバイオントダムの崩壊事故のようなことがハッ場ダムでも起きるのではないかと質問があったが、「そう断言することはむずかしい」というお答えだった。しかし、「大いにその危険性がある」ということはよく理解できた。教授の論証は、当日の32ページに及ぶレジュメに詳細にされているが、これも「未定稿」としており、今後完成して論じてもらえることが期待される。



▲伊藤谷生先生(撮影佐藤守さん)

ダム災害のドキュメンタリー映画 山の自然を破壊して大惨事

世界最大規模のダム災害として知られる、1963年にイタリア北部・バイオントダムで起こったダム津波のドキュメンタリー映画を講演の前に鑑賞した。ダムに水を溜めることで、谷の地盤がゆるみ崩壊、そのため起こった山津波により下流の町が流される大事故だった(ダム堤そのものは壊れなかった)。映画はこの惨事の原因となった地すべりについて実証的に分析し、ダム建設計画がいかに無謀なものだったかを明らかにしている。このDVDとは別に劇映画「プロジェクトV(バイオント) 史上最悪のダム災害」(2001、イタリア・フランス)もあるが、ドキュメンタリーはより実証的で説得力があった。しかも生き残った方の証言を元にした再現映像もリアルで迫力があり、悲惨さも伝えている。

「最高裁判決後、東京の会はどうするか」 第11回総会で議論

集会では、市民連絡会代表の嶋津暉之さん、ハッ場ダム住民訴訟弁護団の西島弁護士からも報告があり、本体工事着工前後の状況、今後浮上する問題、訴訟の争点等を述べた。

総会では、約50人の参加を得て、2014年度活動、同決算が報告され、承認された。また2015年度活動方針、2015年度予算、役員が承認された。活動方針では、最高裁判決が今年中に出るか、数年先になるか予想がつかない中で、今後どうするか議論した。判決が出たら集会を開き、その後臨時総会を開くなどして検討する場を設け、活動の進め方について方針を出して行くこととした。(懸樋)

＜第 1 1 回総会議案より＞

2014 年度活動報告

吾妻川は、昨年 3 月末、本体工事準備のための仮締め切り工事により、ついに水がせき止められました。その後大雨で石積みの堰が流されるなど工事の遅れがありましたが、1 1 月には溪谷沿いの国道が閉鎖され、今年 1 月には発破、2 月には起工式が行われ、本体着工がアピールされました。私たちは毎回、横断幕やのぼり旗を掲げ、抗議の声を上げて意思表示をしました。発破箇所のすぐ近くの代替地を通る国道には、歩道の縁石に亀裂が走り、すでに地滑りが起こりかけていることを示しています。故郷を愛し、水没予定地に住み続けたいと願う住民の方もいます。嘘で塗り固め、理不尽な自然破壊と生活破壊を押し進める計画はいつか破綻します。私たちは厳しく監視し、嘘を暴き、声を上げ続けます。

控訴審では 3 月に茨城、5 月に群馬、1 0 月に埼玉で不当判決が出され、6 都県全てで上告しています。真っ先に上告した東京の裁判では最高裁からの通知がいつ来てもおかしくない状況ですが、昨年 6 月から今年 2 月にかけて、新たに証拠資料等を収集し上告受理申立理由補充書を 6 回提出しました。高橋利明弁護士長の不屈の闘志に頭が下がります。最高裁は、おざなりな下級審判決への批判を正面から受け止め、地方自治を謳う憲法の精神に則って判断してほしいと思います。「都知事は国交大臣の命令に逆らえませんよ」というがごとき判決をはびこらせてはいけません。

東京都への働きかけでは、「東京水道施設整備マスタープラン」についての意見募集（3 月末から 1 0 日間）に応募を呼びかけ、意見への回答が一方的なものだったので、パブコメ原文を情報開示請求し、その 9 割が反対意見であったことを突き止めました。こうした意見を見無視し、4 月 3 0 日に発表されたマスタープランは、従前通りの過大な水需要予測に基づき、施設更新と耐震化に莫大な費用をつぎ込む計画となりました。また、5 月には、舛添都知事へ八ッ場ダム事業についての公開質問書を出しましたが、「住民訴訟が継続中」を理由に、前任二人と変わらぬ回答拒否でした。

昨年度は国会や都議会へのロビー活動まで手が回らず、単独での学習会開催もできませんでしたが、他団体と共催した 7 月の「沖大幹氏講演会」、住民訴訟 1 0 周年集会では、いわば行政側の学者、元官僚の話聞き、意見交換するという試みをしました。示唆的な点も、反発する点も多々ありましたが、まずは立場を超えて議論していくことの意義を確認できました。

また、昨年 1 1 月には、アメリカのダム撤去の動きをダイナミックに描いたドキュメンタリー映画「ダムネーション」が一般公開され、「もうダムの時代は終わった！」という機運を盛り上げました。映画を製作したアウトドア衣料品メーカー「パタゴニア」は「日本の川に自由な流れを取り戻す」キャンペーンを展開し、私たちもこれに協力、八ッ場あしたの会の前橋、東京の市民上映会には多くの観客が集まりました。

昨年度はニュース発行が 3 回となりましたが、総会等のイベント告知のみの郵送も 1 回行ないました。メールやホームページでの情報発信にも努めました。

2015 年度活動方針

国土交通省は、2015 年 1 月からの発破作業や起工式によって本体着工をアピールし、土地収用手続きなどを強引に進めようとしています。一方で鉄鋼スラグ汚染や地滑りの危険性など問題は山積しています。裁判では、判決がいつ出されるのかわからない中、最高裁に対しても主張を尽くしましたが、厳しい状況であることに変わりはありません。現政権は政策とその進め方が強硬なだけでなく、国民の社会運動やメディアの言論さえも押し黙らせようと、じわじわと圧力をかけています。

こうした厳しい現状の中で、「八ッ場ダムは不要で有害なダムだ」「ダム建設はもはや時代遅れだ」という真実を訴え続けることが、次の活動、来るべき変革につながります。今後も地道な世論形成のために、多くの市民運動と連携し、河川整備計画市民案の策定や八ッ場ダム問題の理解を広げる活動を進めていきます。また、最高裁判決が出された際にはすぐに集会を催し、その後の活動については、臨時総会を開くなどして検討する場を設けます。他県のストップさせる会、八ッ場あしたの会などと連携して活動を進めます。

＜活動計画＞

① 都政への働きかけ

- ・ 東京の水問題についての働きかけを検討します。今年は、「水循環マスタープラン」(1999 年策定)の目

標年で、その見直しが始まると思われます。

- ・ 都議会に対しては、ハッ場ダムを考える都県議会議員の会の活動をサポートし、時機をとらえた働きかけを実施していきます。

② 国政への働きかけ

- ・ 利根川流域市民委員会の利根川流域河川整備計画の市民案づくりに参加します。
- ・ ハッ場あしたの会と協力して、引き続きロビー活動を行います。

③ 広報、学習会

- ・ 原則として会員のみを対象に、ニュースを年4回発行します。郵送費を軽減するため、葉書、メール、メーリングリスト、ファックスの活用を図ります。ハッ場あしたの会やハッ場ダムをストップさせる市民連絡会のホームページへの情報掲載に努めます。
- ・ 他の5県のストップさせる会をはじめ、ハッ場あしたの会、水源開発問題全国連絡会、利根川流域市民委員会、多摩の地下水を守る会など、関連する他団体と連携して、イベント、現地見学会、学習会等を開催します。適宜、チラシ撒き、街頭宣伝を行います。

役員選出

代表 深澤洋子 事務局 苗村洋子、川合利恵子、水野眞喜子 会計 田中清子

広報 懸樋哲夫 会計監査 角早桐

幹事 岩本博子、谷合周三、只野靖、高橋利明、大河原雅子、八木昭子、小山美香、佐々木貴子、指田みゆき、遠藤保男、西島和、田巻誠、都甲公子

2014 年度決算報告

自 2014 年 1 月 1 日～至 12 月 31 日

収 入		支 出	
前年度繰越金		ニュースレター発送代(3回)	116,012
現金	11,397	ニュースレター印刷、紙代	21,139
郵便貯金	310,171	会議室使用料	4,500
小 計	321,568	裁判費用	250,000
会費及びカンパ		上告申立書資料代	8,000
現金(25人)	46,000	講演会会場費	42,735
振込金(121人)	308,000	代表費	5,000
講演会会場費返金	42,735	謝礼(現地案内)	5,000
講演会開催費余剰	11,474	雑費(振込手数料他)	1,111
立替金(9周年集会)	30,000	小 計	453,497
(千葉、埼玉、茨城、栃木)		次年度繰越金	
ブックレット売上金	4,000	現金	1,108
		郵便貯金	309,172
合 計	763,777	合 計	763,777

上記の通り相違ありません。

2015年2月 19 日

会計監査

角 早 桐 (角)

ハッ場ダム住民訴訟10周年報告集会

「今、川とひとを分断するもの

～1997 河川法改正の理念を取り戻そう！～」開催報告

(2014年12月14日 全水道会館にて)

元河川局長、尾田栄章さんの講演では、河川法改正にあたり、「関係住民の意見を聞く」という直接民主主義的な仕組みに対し流域自治体等から反対があったが、関係者の合意形成がなければ物事は前に進まないと言ったこと、「渇水調整の仕組みの改善」には十分踏み込めなかったこと等、興味深いお話を聞くことができた。もっとも現場を長く離れ、利根川固有の事情に詳しくないという限界もあるのか、「ハッ場ダムは代替案がないから必要と思っていた」とも発言され、これに対しては嶋津さんが続く報告で入念に反論。この他、高橋弁護団長の報告、各都県の会報告があり、最後に「原判決の破棄、ハッ場ダム本体工事取りやめ」を求める集会アピールを採択した。今年も、栃木の会の高橋（比）さんがパロディマンガを披露、「景気がよくなるんだからハッ場ダムを造ったっていいじゃ～ないの～」 「ダメよ～ダメダメ」で100人の会場を沸かせたのだった。（深澤）

お知らせ

パタゴニア提供の映画「ダムネーション」（米、2014年）が各地で好評を博しています。あしたの会主催の1/10前橋、2/1池袋上映会も満員でした。3月末、ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会総会でも上映されます。迫力のドキュメンタリー、まだの方はぜひご覧ください！

「ダムネーション」上映会 ～米国はダムを撤去する時代へ 日本は？～

◆3月28日（土）13：30～

◆参加費 500円

◆場 所 浦和コミュニティセンター9階 第15集会室

JR浦和駅東口駅前（浦和パルコの上階）

上映後、ハッ場ダムの現状と裁判の報告、16時から総会



4月18（土）～19日（日）
アースデイ東京（代々木公園）に
ハッ場あしたの会がブース出展



◆新緑のハッ場ダム予定地見学会

5月17日（日曜日）12：30～15：40

参加費2,000円（バス代、資料代）

集合・解散：JR川原湯温泉駅

【申し込み・問い合わせ】ハッ場あしたの会事務局
メール／info@yamba-net.org

TEL／090-4612-7073



☆ハッ場ダムをストップさせる東京の会へのカンパ、年会費をよろしくお願いいたします☆

■会費：1000円/年 振替：00120-8-629740